

福井工業大学 編入学規程

第1条 学則第22条の規定に基づく編入学に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 本学に編入学を願ひ出た者は、選考の上、2年次又は3年次に編入学を許可する。

第3条 本学の編入学定員は、若干名とする。

第4条 編入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 大学において2年以上の課程を修了した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 学校教育法施行規則第92条の3に該当する者のうち、本学1年の課程又は2年の課程を修了した者と同等以上の学力があると本学において認められた者

(5) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。

第5条 編入を許可された者の既に習得した授業科目及び単位数については、本学の教育課程と照合のうえ、既修得単位の一部または全部を学習規程第10条4項の範囲内で認定する。

第6条 編入学生に関しては、この規程に定めるもののほか、本学学則を適用する。

第7条 この規程の改廃は、理事長の決裁を経て行う。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年9月17日改正）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年9月9日改正）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成10年10月14日改正）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年5月12日改正）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月14日改正）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月27日改正）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月15日改正）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月11日改正）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月24日改正）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月15日改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月5日改正）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月12日改正）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月15日改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、平成27年度2年次及び3年次、平成28年度3年次の工学部の編入学定員については、次のとおりとする。

区 分	平成27年度		平成28年度
	2年次	3年次	3年次
工学部			
電気電子情報工学科	3	3	3
機械工学科	3	3	3
建築生活環境学科	3	3	3
環境生命化学科	2	2	2
経営情報学科	3	3	3
原子力技術応用工学科	2	2	2
デザイン学科	2	2	2
産業ビジネス学科	2	2	2
計	20	20	20